

豊後大野市外で妊婦・乳児健康診査を受ける方へ

入院や里帰り等のやむをえない理由で、豊後大野市が指定する医療機関以外（※助産所、県外の医療機関）で妊婦・乳児健康診査を受けた場合、支払った金額について払い戻しを受けることができます（※※）。手続きが必要ですので、受診前にお問い合わせください。

※ 令和元年7月1日以降生野助産所は除きます。

※※健康診査費用の助成は豊後大野市が定める金額を上限とするものです。

（1）健康診査依頼書の発行

健康診査依頼書とは、豊後大野市が委託する医療機関以外で妊婦・乳児健康診査を受ける際に、その実施責任が豊後大野市にあることを明確にする書類です。

豊後大野市役所市民生活課（健康推進室）にご相談の上、「健康診査受診申請書」に必要事項を記入し提出してください。

「健康診査依頼書」を発行します。（郵送で申請した場合はご指定の送付先にお送りしますが、約1週間程度かかりますのでご注意ください。）



（2）医療機関で健康診査を受ける

「健康診査依頼書」が届いたら医療機関窓口へ提出し希望する健康診査を受けます。

費用は一度自己負担となります。領収書（当該健康診査の費用とわかるもの）と医療機関から結果が記入された受診票を必ず受け取り保管してください。

（3）妊婦乳児一般健康診査費助成金交付申請（請求）の手続き

申請に必要な以下のものを揃え、豊後大野市役所市民生活課（健康推進室）へ提出してください。後日指定口座に健康診査費用を振込みます。
※申請受付期限は、当該健康診査受診日の翌日から起算して1年以内。

- ①医療機関が発行する領収書（健康診査費用とわかるもの）
- ②健康診査受診票（結果が記入されたもの）
- ③振込依頼書（請求者と口座名義人は同一とする）

【お問い合わせ】 豊後大野市役所 市民生活課
健康推進室 親子健康係
☎0974（22）1001

